

児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 49 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 児童福祉法施行細則（昭和 31 年岩手県規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の支払命令等)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、<u>法第56条第8項</u>の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の5に規定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 法第50条第5号に規定する費用から医療保険各法及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に定める負担額を控除した額がこの表に定める額に満たないときは、当該控除した額をもってこの表に定める徴収額とし、当該徴収額に100分の10を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(費用の支払命令等)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、<u>法第56条第7項</u>の規定に基づき、本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命じられた額の全部又は一部を支払わなかったため、県において法第21条の5に規定する措置に要する費用を支弁したときは、本人又はその扶養義務者から、当該支払わなかった額を徴収しなければならない。</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 法第50条第5号に規定する費用から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第37条第1項及び第37条の2第1項</u>に定める負担額並びに同法<u>第42条第1項</u>に定める支給額を控除した額がこの表に定める額に満たないときは、当該控除した額をもってこの表に定める徴収額とし、当該徴収額に100分の10を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(母子保健法施行細則の一部改正)</p>	

第 2 条 母子保健法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収費用額</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 法第20条の規定に基づく養育医療の給付に要する</p>	<p>別表（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収費用額</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 法第20条の規定に基づく養育医療の給付に要する</p>

費用から医療保険各法及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に定める負担額を控除して得た額がこの表に定める徴収費用の額に満たないときは、当該控除して得た額をもってこの表に定める徴収費用額とし、当該徴収費用額に0.1を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。

4～6 [略]

費用から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項及び第37条の2第1項に定める負担額並びに同法第42条第1項に定める支給額を控除して得た額がこの表に定める徴収費用の額に満たないときは、当該控除して得た額をもってこの表に定める徴収費用額とし、当該徴収費用額に0.1を乗じて得た額をもってこの表に定める加算額とする。

4～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（結核予防法施行細則の廃止）

第3条 結核予防法施行細則（昭和34年岩手県規則第71号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。